

神山町農業委員会

議 事 録

平成30年1月29日開催

神山町農業委員会 議事録

平成30年1月29日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番	相原 利章	2番	佐々木 善兼	3番	井上 善司
4番	森 三千子	5番	武市 佐市	6番	田中 一重
7番	河野 宏吉	8番	森 昌槻	9番	森本 孝夫
10番	中西 隆子	11番	加藤 宏行	12番	竹本 公三
13番	田中 久博				

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（3人）

広野地区 一宮 美行
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志
下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（3人）

鬼籠野地区 河野 一弥 阿川地区 阿部 銀一郎
神領地区 新宅 由行

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、農業委員の皆様は全員出席をいただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の阿部さん、河野さん、新宅さんは欠席となっております。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

（田中会長挨拶）

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条によ

り、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後1時50分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 耕作放棄地に係る非農地判断について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長 「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。7番河野宏吉委員さん、8番森昌槻委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第1号について

議長「議案第1号非農地証明願いについてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページ・4ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者●●●●さんの農地が原野となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

5ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、6ページに位置図、7ページに公図を添付しております。●●の●●●●さん宅の南東側に位置しています。

8ページは現況写真を添付しております。9ページ10ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に原野となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

11ページには始末書を添付しています。受付番号1番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「1月16日に役場の相原局長と阿部さんと私の3人で現地の調査を致しました。●●さんの親戚である●●さんに立会ってもらいました。場所は、●●で●●●●●の道路拡張する際に一部が残りそれが原野化されたと言っていました。ちょっと場所があまりにも狭いので耕作に不向きですので、手入れは茅等かって周囲に悪い影響のないようにしていました。よろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号2番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は申請者の●●●●さんから、既に山林となっている農地があるために相談があり、地目変更するよう指導し、農振除外を経て今回の非農地証明願での申請となりました。

12ページから14ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、15ページに位置図、16ページに公図を

添付しております。申請地は●●さんの旧屋敷の西側に位置しています。

17ページは現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

18ページと19ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

20ページには始末書を添付しています。受付番号2番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の4番森三千子委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森三千子委員「失礼します。それでは受付番号2番の補足説明を致します。1月22日月曜日に雪降る中、依頼人の●●●●さんの案内で相原局長さん、事務局の阿部さん、田中委員さんと私の4人で現地確認に行ってきました。●●●の集落は、●●地区●●●から山の中、標高約300mくらいのところに有り、昔は梅やすだち、花木などで栄えていましたが家庭の都合により47・8年前に市内の●●町へ移り住むこととなり、現在は理髪店を営んでおります。現地は過疎化に伴い周囲も竹や雑木が生え繁り耕作ができなくなっております。近隣にも悪影響を及ぼすことは無いと思われまますのでご審議の方よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号3番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件は申請者の●●●●さんから、既に山林となっている農地があるため相談があり、地目変更するよう指導し、今回の非農地証明願での申請となりました。

21ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、22ページに位置図、23ページに公図を添付しております。申請地は●●さんの旧屋敷の東側に位置しています。

24ページは現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

25ページと26ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に

山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

27ページには始末書を添付しています。受付番号3番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番佐々木委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

佐々木委員「番号3番の説明を致します。1月22日に場所を確認のために事務局の相原さんと阿部さんと私の3人が確認に行きました。場所は、●●●の●●から●●へ町道が抜けているちょうど中間ごろになるんですが、周囲は山林ばかりになっています。近隣にも影響を及ぼすことは無いと思われます。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号4番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は申請者の●●●●さんから、既に宅地となっている農地があるために相談があり、地目変更するよう指導し、非農地証明願での申請となりました。

28ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、29ページに位置図、30ページ31ページに公図を添付しております。申請地は●●さんの屋敷の北側になります。

32ページは現況写真を添付しており、既に宅地化していることが確認できます。

33ページと34ページには非農地化を裏付ける資料として昭和51年9月29日に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に宅地となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

35ページには始末書を添付しています。受付番号4番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「4番について説明します。1月22日に事務局の阿部さん、相原さんと共に現地の確認をして参りました。現況は、写真を見るとおりもう建物が建っております。昭和40年くらいからそのままの状態、今になって気が付いたということで申請しております。廻りを見て、もう既に宅地として使われておりますので、登記どおり田んぼとして使うのは難しいかということで、これはやむなしかなと感じました。以上です。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号5番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件は申請者の●●さんから、既に山林となっている農地があるため相談があり、地目変更するよう指導し、今回の非農地証明願での申請となりました。

36ページから39ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、40ページに位置図、41ページに公図を添付しております。申請地は●●さん宅の南西側に位置しています。

42ページ43ページに現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

44ページと45ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

46ページには始末書を添付しています。受付番号5番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の1番相原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

相原委員「場所は●●で●●●●から●●●への道があるんですけどお遍路さんの麓にあたるところでございまして、昔は畑で野菜か何か作っていたのですがもう廻りが全部山林化してしまって作るのが難しく山林にしてしまったものです。問題はないかと思われれます。以上でございます。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第1号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第1号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第1号非農地証明願いによる許可申請について受付番号1番、2番、3番、4番、5番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第2号について

議長「議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の47ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ田●筆、畑●筆を売買する案件です。

48ページから52ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、53ページに位置図、54ページ55ページに公図を添付しております。申請地は●●さんの旧屋敷周辺に位置しています。56ページ57ページは現況写真を添付しております。

58ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定です。営農計画概要等についてですが、取得した農地で梅、ゆず、米等を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

59ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、議案第1号の非農地証明願が議決されたため、現在●

●さんの所有農地、借入農地はありません。これから農地を取得して農業を始める予定です。

60ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は米、ゆず、すだち、梅を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、現在はありますが、トラクターとトラックを自己資金にて購入予定です。住所地から申請地までの通作時間は●●分です。

61ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われます。続いて、61ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する面積は●, ●●●㎡で神山町の下限面積1, 000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

62ページ63ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号1番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番佐々木委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

佐々木委員「番号1番の説明を致します。1月22日に事務局の相原さんと阿部さんと私の3人が確認に行きました。場所は、●●●の●●から●●へ町道が抜けているちょうど中間ごろになるんですが、そのほとんど廻りの人が荒らしている場所ばかりですが、1箇所田んぼ、一応は荒らしてはいるのですが、茅が生えている程度ですがそうゆうところがございますのでよろしく願います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが利用権設定で耕作していた畑を1筆、購入する案件です。

64ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、65ページに位置図、66ページに公図を添付しております。申請地は●●さん宅南側に位置しています。67ページは現況写真を添付しております。

68ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事しています。経営面積は、田●, ●●●㎡、畑●●●㎡で、合計●, ●●●㎡です。営農計画概要等についてですが、すだち、そば、野菜を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売しています。取得した農地ではそば、野菜を栽培します。以下の項目につ

いては記載のとおりでございます。

69ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在自作地は、ありません。借入地では、田●, ●●●m²、畑●●●●m²です。

70ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後はそば、すだち、大根を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機●台をリースしています。住所地から申請地までの通作時間は●分で通作距離は●●●mです。

71ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われます。続いて、71ページ中段の下限面積要件についてですが、現在耕作している面積は●, ●●●m²で、今回本件で取得する●●●m²を併せて●, ●●●m²で神山町の下限面積1,000m²を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

72ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号2番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「1月16日に役場の相原局長と阿部さんと私の3人で現地の調査を致しました。●●さんの奥さんに立ち会って頂きました。場所は、●●さんの自宅の上に畑が3枚あります。持ち主の●●さんはもう既に転出していて●●の在所の人が畑を耕作していたのですが、その方が高齢になりまして家の前で荒らすのも如何なものか思って●●さんが購入したいという希望です。●●さん他にも耕作している畑がありますし管理もできています。何も問題ないかと思われます。よろしく願い致します。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第2号受付番号1番・2番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請につい

ての受付番号1番・2番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番・2番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第3号について

議長「議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の73ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●さん、借人●●●●さんで、畑を宅地に転用するものです。

74ページ・75ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

76ページには位置図、77ページ・78ページに公図を添付しています。申請地は●●字●●●で、●●●●さん宅の東に位置しています。

79ページから82ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は、●●●●の一部が宅地、大部分が畑として管理されています。

83ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、現居住地と隣接しており、平坦地で最適であるためです。3の転用計画の概要についてですが、取水は申請地西側の町道内の町水管から引き込みます。また排水については、西側側溝へ合併浄化槽を介して排水します。4と5については特にありません。

84ページに現況平面図、85ページに計画平面図、86ページに断面図を添付しております。87ページに建物配置平面図、88ページに建物立面図を添付しています。

89ページに阿波銀行の融資証明書、90ページ・91ページに見積書を添付しています。事業以上の資金が確認できますので問題ありません。92ページに土地使用貸借契約書の写し、93ページに現在の一部住宅敷地利用に対する始末書を添

付しています。受付番号1番の説明は以上です。

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野委員「説明をさせていただきます。1月16日事務局の相原局長と阿部君と奥さん立会の元で現地調査をさせていただきました。息子さんの自宅を新築するという事です。実家の隣ということで出さして頂きましたが、近隣の問題等もないようです。書類等全てそろっているようなのでご審議の方よろしくをお願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第3号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第3号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号1番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第4号について

議長「議案第4号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書94ページをご覧ください。」

(議案朗読)

説明をいたします。耕作放棄地に係る農地が、農地法第2条第1項に該当するか否かの判断については、昨年度に引き続きまして行うものでございます。

今回は、●●字●●を行うもので、ここも何年も以前より主な集落が無くなっている所で、一部宅地周辺の畑を除く全てが山林となっているものでご

ざいます。

95ページに今回非農地判断をする箇所の手数と面積を添付しています。

96ページには字きりの航空写真を添付しています。97ページには一覧表、98ページには大まかなところの位置図の航空写真を添付しています。以上でございます。

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の3番井上委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

井上委員「説明します。1月16日に事務局の阿部さんと相原さんと私の3人で現地の調査をして参りました。周囲はほとんど山林で写真のとおりでございます。よろしく申し上げます。」

議長「ただいま議案第4号耕作放棄地に係る非農地判断について説明をいただきました。議案第4号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第4号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第4号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決定いたします。」

9. 議案第5号について

議長「議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書99ページをご覧ください。(議案内容を朗読)

議案書の100ページ、101ページをご覧ください。

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号18番・19番については借人が同じですので併せて説明をいたします。借人の●●●●●●●●●●●●●●●●の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、管理機●台です。説明は以上です。

議長「ただいま議案第5号について説明をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第5号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第5号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

議長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時34分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

7 番委員

8 番委員